

# 森町ツキノワグマ出没等初動対応マニュアル

森町役場 農林政策課

令和8年6月1日作成

## はじめに

近年、全国各地においてクマによる人身被害が増加傾向となっており、今後とも増加していくことが懸念されている。

森町においても個体の確認に至っていないが、クマの目撃情報が寄せられている。このため、森町では町民の生命、財産の保護を最優先課題とし、クマの出没時に関係機関が連携し、円滑な対応ができるよう「ツキノワグマ出没等初動対応マニュアル」を以下のとおり定めることとする。

### <鳥獣の捕獲について>

鳥獣の捕獲については、ツキノワグマに限らず鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）の第8条の規定により原則禁止されており、必要な許可等を得た場合にのみ実施できるものである。代表的なものは、鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による「許可捕獲」と、同法第11条第1項第1号の規定による「登録狩猟」となる。なお、「許可捕獲」には、農林作物への被害防止目的のために捕獲を行う「有害捕獲」も含まれている。

### <ツキノワグマについて>

ツキノワグマは、鳥獣保護管理法第2条第6項において、人の日常生活圏に出現した場合に人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれ大きいものとして、危険鳥獣に指定されている。また、同条第8項にて、狩猟鳥獣にも位置づけられているため、登録狩猟による捕獲も実施できる動物である。

### <ツキノワグマの捕獲について>

静岡県内においてツキノワグマの生息密度は高くなく、狩猟による捕獲については、自粛が要請されているが、許可捕獲（有害捕獲（林業被害））については、毎年20～30件行っているほか、人的被害の発生のおそれがある場合には、事案ごとに許可捕獲を実施している。

令和8年6月1日現在、森町においては、ツキノワグマの個体確認にいたっておらず、また、ツキノワグマによる農林業被害も発生していない状況でもあるため、ツキノワグマの捕獲を行う場合は、人の生活圏に出没する等、人に危害を加えるおそれがある場合にのみ限定される。このため、捕獲にあたっては、許可捕獲または、鳥獣保護管理法第34条の2の「緊急銃猟」によることが想定される。なお、人の生活圏に出没しても、人に危害を加える可能性が低い場合は、見守りによる行動監視が原則となる。

今後、ツキノワグマの生息域が拡大し、農林業被害が発生するなど、町民とツキノワグマとの軋轢を軽減する必要がある場合には、ツキノワグマを管理するための捕獲も検討していく。

## 1 連絡体制

町内にクマが出没した際には、農林政策課を中心に、危機管理課、政策企画課、健康こども課、学校教育課などの森町役場関係各課と、袋井警察署、中遠農林事務所森林整備課、袋井消防署森分署、西部猟友会森町分会などの関係機関が、連携して迅速に対応することが求められる。

このため、森町と関係機関との円滑な連携を図るため、「ツキノワグマの出没に係る連絡体制(別紙1)」を整備する。

## 2 目撃情報の受理

クマの目撃情報が寄せられた際には、情報を正確かつ迅速に聴取することが町民への注意喚起や目撃箇所周辺の巡回等が不可欠である。

このため、目撃情報の共有を図るため、「ツキノワグマの目撃情報報告書(様式第1号)」を作成する。

なお、農林政策課以外に寄せられた目撃情報は、様式第1号を作成した上で、農林政策課に報告すること。

### <目撃情報の聴取にあたって>

ツキノワグマの目撃情報は、カモシカやイノシシとの誤認も想定されるため、初動対応にいたるまでの情報の精査が重要となる。

初動対応により、町から発信される情報は、町民の生活や地域社会に多大なる影響を及ぼすため、ツキノワグマの出没と判断できる確実な情報として精査することを心がけて情報の聴取にあたること。

## 3 関係機関への情報提供(初動対応実施の判断基準)

関係機関への情報提供や初動対応の実施は、目撃情報を精査した上で、目撃箇所や時間、頻度等を総合的に勘案して行うものとするが、以下を参考とする。

目撃情報が、

- ①集落などの人の生活圏内において、
- ②最初の目撃情報から2時間以内に、
- ③半径500m以内の場所で、
- ④複数人から寄せられているか

なお、関係機関へ情報提供を行う際は、「ツキノワグマの目撃情報報告書(様式第1号)」を速やかに提供し、初動対応を実施する。

## 4 初動対応

主な初動対応は、目撃箇所周辺の巡回を想定しているが、現場調査の結果、危険性が高い(人身被害が現に発生、屋内に侵入等)と判断される場合は、森

町・袋井警察署・中遠農林事務所・西部猟友会森町分会が連携して判断する緊急の捕獲対応を想定しておくこと。

## 5 初動後の対応協議

森町と関係機関は、初動対応の結果や、これまでの状況を総合的に勘案し、今後の対応等について協議を行う。必要に応じて二次体制に移行する。

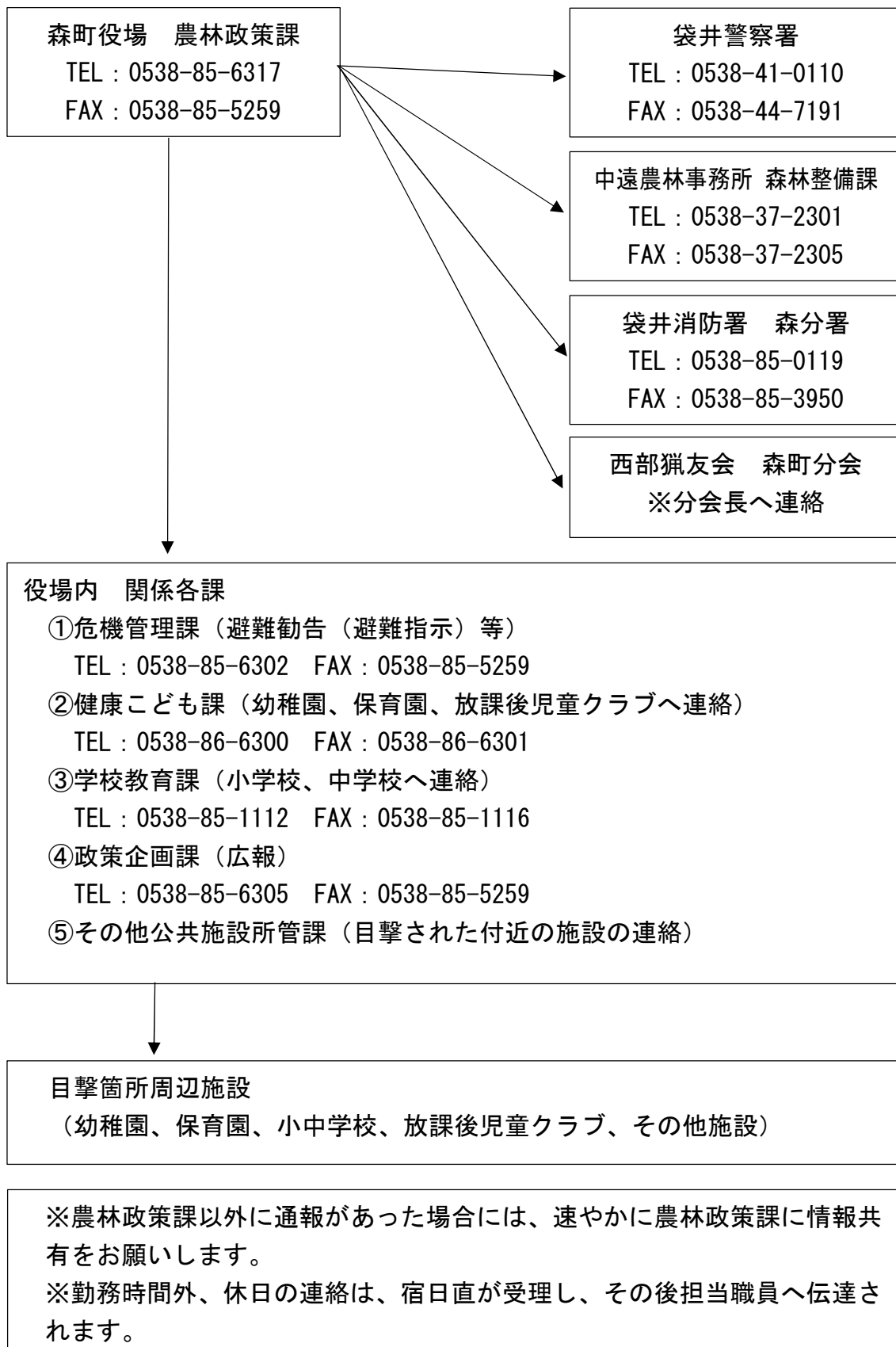
## 6 二次体制（捕獲体制）への移行

協議により、二次体制へ移行する場合は、「静岡県ツキノワグマ出没等対応マニュアル」及び環境省の作成する「緊急銃猟ガイドライン」に基づき対応を検討するとともに、人的被害の発生を及ぼす事態又は及ぼすおそれがある事態で危機に該当する場合には「森町事件・事故等対処計画」に定める危機管理体制に移行する。

### 施行日

このマニュアルは、令和8年6月1日から施行する。

ツキノワグマの出没に係る連絡体制



(様式第1号)

### ツキノワグマの目撃情報報告書

項 目		内 容
記 入 者		
通 報 者 情 報	通 報 日 時	年 月 日 時 分
	通 報 者 の 氏 名	
	通 報 者 の 住 所	
	通 報 者 の 連 絡 先	
目 撃 情 報	区 分	目撃した・痕跡があった・滞在している その他（ ）
	目 撃 した 日 時	年 月 日 時 分
	目 撃 した 頭 数	頭 ・ 不明
	個 体 の 大 き さ	程度 ・ 不明
	個 体 の 色	黒色 ・ 不明 ・ その他（ ）
	目 撃 した 場 所	(地番、目印等)
	状 況	(目撃時の状況、逃げた方向等)
記 録	記 録 の 有 無	有 【写真・映像・その他（ ）】 無
	記 録 の 提 供 可 否	可 ・ 否
被害に関する情報		(人身被害、農作物被害等)
関係機関(警察等) へ情報提供の可否		可 ・ 否
備 考		

<様式第1号の記入にあたっての参考情報>

ツキノワグマの生態など

区分		内容
外見	体毛	全身黒色
	模様	胸に三日月形の白い斑紋
	耳	比較的大きく、丸みを帯びた形
	尾	非常に小さく、目立たない
体格	頭胴長	110cm～130cm
	体重	40kg～120kg
	肩高	50cm～60cm
行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昼行性で、早朝と夕方の活動が活発になる。</li> <li>・基本的に単独行動だが、交尾期にはオスとメスが一時的に行動をともにする場合もある。</li> <li>・子グマは生後1年半ほど母グマと行動をともにする。</li> <li>・植物食中心の雑食性</li> </ul>	
年間の行動例	春 (3～5月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬眠から目覚めて、徐々に活発に行動する。</li> <li>・子連れメスに遭遇注意。</li> </ul>
	夏 (6～8月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6～7月は交尾期でオスはメスを求めて広く行動する。</li> <li>・若グマが独り立ちする。</li> </ul>
	秋 (9～11月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬眠に備えて食い溜めをする。</li> <li>・エサが凶作の場合、里への出没が増える。</li> </ul>
	冬 (12～2月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12月頃から3～5月まで冬眠。</li> <li>・1～2月にメスは仔を産むが、毎年ではない。</li> </ul>

(参考)

(参考1)

想定される初動対応

機 関 名	対 応 内 容
森 町 役 場 農 林 政 策 課	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 目撃箇所周辺の巡回</li><li>・ 関係機関へ目撃情報及び対応内容を連絡</li><li>・ 同報無線、LINE、ホームページ等による注意喚起</li></ul>
警 察 署	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 目撃箇所周辺の巡回</li><li>・ パトカーの車載マイクによる広報、注意喚起</li><li>・ 静岡県警察防犯アプリ『どこでもポリス』による広報</li></ul>
猟 友 会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 町からの要請に基づき、目撃箇所周辺の巡回</li></ul>
消 防 署	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 役場通常勤務時間外は、町からの依頼により同報無線による注意喚起</li></ul>
森 町 役 場 関 係 各 課	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 農林政策課からの要請に基づき、目撃箇所周辺の施設等への連絡</li></ul>

## 鳥獣保護管理法 関係条文

(定義等)

### 第2条第6項

この法律において「危険鳥獣」とは、熊その他の人の日常生活圏に出現した場合に人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれ大きいものとして政令で定める鳥獣をいう。

### 第2条第8項

この法律において「狩猟鳥獣」とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、その肉又は毛皮を利用する目的、管理をする目的その他の目的で捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）の対象となる鳥獣（鳥類のひなを除く。）であって、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定めるものをいう。

(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の禁止)

### 第8条

鳥獣及び鳥類の卵は、捕獲等又は採取等（採取又は損傷をいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 1 第9条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲等又は採取等をするとき。
- 2 第11条第1項の規定により狩猟鳥獣の捕獲等をするとき。
- 3 第13条第1項の規定により同項に規定する鳥獣又は鳥類の卵の捕獲等又は採取等をするとき。

(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)

### 第9条

学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 1 第28条第1項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。
- 2 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。
- 3 その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。

(狩猟鳥獣の捕獲等)

#### 第 11 条第 1 項

次に掲げる場合には、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区、第 34 条第 1 項に規定する休猟区（第 14 条第 1 項の規定により指定された区域がある場合は、その区域を除く。）その他生態系の保護又は住民の安全の確保若しくは静穏の保持が特に必要な区域として環境省令で定める区域以外の区域（以下「狩猟可能区域」という。）において、狩猟期間（次項の規定により限定されている場合はその期間とし、第 14 条第 2 項の規定により延長されている場合はその期間とする。）内に限り、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けないで、狩猟鳥獣（第 14 条第 1 項の規定により指定された区域においてはその区域に係る第二種特定鳥獣に限り、同条第 2 項の規定により延長された期間においてはその延長の期間に係る第二種特定鳥獣に限る。）の捕獲等を行うことができる。

1 次条、第 14 条、第 15 条から第 17 条まで及び第 4 章第 1 節から第 3 節までの規定に従って狩猟をするとき。

2 次条、第 14 条、第 15 条から第 17 条まで、第 36 条及び第 37 条の規定に従って、次に掲げる狩猟鳥獣の捕獲等をするとき。

イ 法定猟法以外の猟法による狩猟鳥獣の捕獲等

ロ 垣、柵その他これに類するもので囲まれた住宅の敷地内において銃器を使用しないでする狩猟鳥獣の捕獲等

2 環境大臣は、狩猟鳥獣（鳥類（狩猟鳥獣のうちの鳥類に限る。）のひなを含む。以下「対象狩猟鳥獣」という。）の保護を図るため必要があると認めるときは、狩猟期間の範囲内においてその捕獲等をする期間を限定することができる。

3 第 3 条第 3 項の規定は、前項の規定による狩猟期間の限定について準用する。

(危険猟法の許可)

#### 第 37 条

第 9 条第 1 項に規定する目的で危険猟法により鳥獣の捕獲等を行おうとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

(銃猟の制限)

#### 第 38 条第 1 項

日出前及び日没後においては、銃猟をしてはならない。

#### 第 38 条第 2 項

住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所（以下「住居集合地域等」という。）においては、銃猟をしてはならない。ただし、次条第 1 項の許可を受けて麻醉銃を使用した鳥獣の捕獲等（以下「麻醉銃猟」という。）をする場合は、この限りでない。

#### 第 38 条第 3 項

弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって、銃猟をしてはならない。

（住居集合地域等における麻醉銃猟の許可）

#### 第 38 条の 2

住居集合地域等において、鳥獣による生活環境に係る被害の防止の目的で麻醉銃猟をしようとする者は、第 9 条第 1 項に規定するもののほか、都道府県知事の許可を受けなければならない。

（緊急銃猟）

#### 第 34 条の 2

市町村長（特別区の区長を含む。以下この章において同じ。）は、危険鳥獣が、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物（以下この項において「住居等」という。）に侵入していること又は侵入するおそれ大きいことを把握し、かつ、当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合において、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等をするのが困難であり、かつ、第 34 条の 4 の規定による措置その他の措置を講ずることにより銃猟によって人に弾丸の到達するおそれその他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、住居等又はその付近において、当該危険鳥獣について銃猟をすることができる。

（安全を確保するための措置）

#### 第 34 条の 4 第 1 項

市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定める手続に従い、当該危害が発生するおそれのある場所の通行を禁止し、又は制限することができる。

第 34 条の 4 第 2 項

市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、当該危害が発生するおそれのある地域の住民に対し、避難すべき旨を指示することができる。

(参考3)

「登録狩猟」と「許可捕獲」の整理

区 分		登録狩猟	許可捕獲
根 拠 法		鳥獣保護管理法	
根拠条文		第 11 条第 1 項第 1 号	第 9 条第 1 項
捕獲目的		肉、毛皮の獲得	鳥獣の保護 鳥獣の管理 学術研究 省令で定める目的
捕獲対象		狩猟鳥獣	許可された鳥獣
捕 獲 者		狩猟者登録をした者	許可された者
捕獲期間		狩猟期間 (11/15～2/15)	許可された期間
捕獲区域		鳥獣保護区等の 一部を除く区域	許可された区域
捕獲方法		法定猟法 (銃、わな、網)	許可された猟法 (危険猟法も可※) ※法 37 条の許可が必要
銃猟の 制 限	夜 間	制限あり	制限あり
	住居等	制限あり	生活環境への被害防止目的 のための麻醉銃のみ可
	建物等	制限あり	制限あり

# 初動対応フロー

(参考 4)

